

特定個人情報保護委員会（第8回）議事概要

- 1 日時：平成26年2月27日（木）14：00～15：45
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要

- (1) 議題1：今後の監視・監督の対応について

手塚委員から「考え方として非常にまとまっていると思う。各方面から御意見が出てくると思うので、それをきちんと取りまとめていくことになると思う」という旨の発言があった。

阿部委員から「漏えい等の事件が発生した場合に、どのように扱うかについて整理が必要である」という旨の発言があり、手塚委員から「情報収集の仕組みを具体的に決めておく必要がある」という旨の発言があった。これに対し、事務局から「特定個人情報を取り扱う民間事業者と監督機関である各省庁等との間での連携体制の構築について検討したい」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「安全管理措置については、各省庁からガイドラインが出ているので、これらを先例の参考としつつ、特定個人情報保護法の特徴をどのように生かしていくかを検討していくことになる」という旨の発言があった。

手塚委員から、「ガイドラインは、何本くらいが想定されるのか」という旨の発言があり、これに対し事務局から「今後検討していきたい」という旨の発言があった。また、堀部委員長から「個人情報保護法に基づくガイドラインは、各主務大臣が分野ごとにそれぞれの特性に応じて作成してきたが、個人情報の取扱事業者、行政機関・独立行政法人、地方公共団体等全部を含めたものになるため、大いに議論しながら、実効性のあるものにしていきたい」という旨の発言があった。

阿部委員から「主務大臣との意見調整も問題となってくる。非常に小さい個人情報取扱事業者についても、各省庁、経済団体、地方公共団体にお願いすることが出てくるので、担当している省庁と意見を調整してやっていきたい」という旨の発言があり、これに対して事務局から「まずアウトラインを作成し、関係省庁と相談しながら、検討していきたい」という旨の発言があった。

(2) 議題 2 : 国会に対する報告の取扱いについて
事務局から配布資料について説明があった。
原案どおり決定された。

(3) その他

事務局から第三回委員会議事概要案について説明があった。原案どおり
了承され、ホームページに掲載されることとなった。

事務局から、欧州調査の目的、日程等について説明があった。

事務局から、上席政策調査員の採用について説明があった。

以上